

告 示

埼玉県選管告示第五十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があつた。

令和四年七月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

新 の杜 道合	新 特別養護老人ホーム タムスさくら の杜 道合	旧 社会福祉法人 桐和会 杜 見沼	新 社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくら の杜 見沼	所 在 地
埼玉県川口市道合千三百十八番一 八十三番地一				
社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム 見沼さくらの杜 社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム 見沼さくらの杜	社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム 見沼さくらの杜	杜 道合	杜 道合	埼玉県川口市道合千三百十八番一 八十三番地一